

檀原市水道局
平成21年4月10日

建設工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の運用基準等について

建設工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）に関する檀原市水道局の運用基準等については、奈良県土木部策定（平成20年8月6日）の「単品スライド（増額）の運用基準について」、「建設工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）」を適用し、運用を図っているところでありますが、主要な工事材料の変動により、請負代金額の減額変更となる場合については、奈良県土木部策定の「単品スライド（減額）の運用基準について」（平成21年2月16日付け公契第351号の1、技第266号の1）及び「単品スライド（減額）の対応について（補足説明）」（平成21年3月3日付け公契第359号の1、技第272号の1）を適用し、下記のとおり運用いたします。

記

1. 適用開始日
平成21年4月10日

単品スライド（減額）の運用について

このことについて、建設工事請負契約書第25条第5項（以下「単品スライド条項」）の主要な工事材料の変動により、請負代金額の減額変更となる場合については、当分の間、「奈良県土木部単品スライド（減額）の運用基準について（平成21年2月16日）」（以下「奈良県減額運用基準」という。）及び「単品スライド（減額）の対応について（補足説明）（平成21年3月3日）」を適用することとしますので、的確に運用していただくよう通知します。ただし、奈良県減額運用基準の2.(2)、7.及び附則については下記のとおりとします。

なお、国庫補助等対象工事の単品スライド適用における補助額の取扱いについては、各課にて県と協議を行ってください。

2. 主要な工事材料

(2)(1)に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、7.の規定により、甲又は乙は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができることとした場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

7. 部分払時の取扱

建設工事請負契約書第37条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した工事であっても、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、甲又は乙の求めに応じ、部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができるものとする。

附則

1. 施行日：この通知は、平成21年4月10日から施行し、適用する。
2. 工期末がこの通知の施行日以降で平成21年6月10日以前の工事に係る運用通知9(1)の規定の運用については、「当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上とある場合」とあるのは、「当該請求の際に残工期に係る工事部分の残工期を含む。）が1月以上とある場合」とする。